

令和元年12月23日

宇土市長 元松 茂樹 様

宇土市公共事業再評価委員会

委員長 滝川 清

令和元年度宇土市公共事業再評価委員会の審議結果について

本年度再評価審議対象事業について、宇土市公共事業の再評価に関する条例施行規則第2条に基づき、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめましたので報告します。

宇土市公共事業再評価委員会令和元年度報告書

令和元年12月23日

準用河川船場川改修事業，準用河川大坪川改修事業に対し，令和元年10月18日から令和元年12月16日まで計3回にわたる審議を基に，委員会として，再評価主体である市に対し下記のとおり意見を報告します。

記

○宇土市公共事業の再評価に関する条例施行規則第2条に基づく意見

審議した2事業に係る再評価については，提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ，総合的に判断した結果，各対象事業個所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について，別添の意見を付して妥当と判断します。

【附 帯 意 見】

1. 準用河川船場川改修事業について

準用河川の船場川は、宇土市中心部の住宅密集地を流れる一級河川緑川水系浜戸川の支流である。

この流域周辺では、平成 7 年の大型ショッピングセンター開業、市営住宅建設や県住宅供給公社の住宅団地建設など、商業開発や宅地開発が盛んに行われ、田畑の宅地化が進んでいることから、本来農地が持つ貯水機能が低下するとともに、雨水の短時間流出など自然排水の条件が悪化している。その結果、当該河川の流量は増加する一方であり、近年多発している局地的な大雨も要因となり、流域では浸水被害等への不安が解消されないままである。

このため、本事業は、河積拡大、雨水調整池整備などにより治水機能を向上させ、氾濫を防止し軽減することで、流域周辺に住む住民の生命や財産を浸水被害等から守ることを目的としている事業であり、さらに、事業開始当時から現在までに気象状況が変化したことで、浸水被害等に対する危険は事業開始時よりも増大しており、緊急を要する重要な事業である。

これまでの事業に際しては、頻繁に浸水被害等を受けたことから、流域住民からは、河川改修事業の早期完成が非常に強く要望されているところである。

このため、平成 28 年度からは、事業費を大幅に増大させ、現在、重点的に取り組み早急な整備を進めているが、平成 7 年度の事業開始から 24 年が経過し、未だ事業費ベースで 67.1%、護岸整備率は 31.4% の進捗率にとどまっている。

加えて、今後予定しているバイパス河川の整備等において、鉄道鉄橋における JR との協議が必要であり、協議が長期間に及ぶことも想定される。

そのような中でも、県の事業である浜戸川へ強制排水する排水機場の整備計画と連携を図り、事業が着実に進捗し、早期に事業効果が発現できるように努めること。

また、既設構造物である護岸矢板の腐食や、未実施個所の早期整備に加えて、既整備個所における維持管理についても計画的に実施すること。

2. 準用河川大坪川改修事業について

準用河川の大坪川は、一級河川緑川水系浜戸川の支流で、県管理河川の潤川と船場川に挟まれる形で流下している。流域周辺は住宅や小学校、介護施設等公共施設の密集地となっているところであり、今後も商業開発や宅地開発が見込まれる。このため、田畑の宅地化が進むことで、本来農地が持つ貯水機能が低下するとともに、雨水の短時間流出など、自然排水の条件が悪化すると懸念される。その結果、当該河川の流量は増加する一方であり、近年多発している局地的な大雨も要因となり、流域では浸水被害等への不安が解消されないままである。

このため、本事業は、河積拡大、既存水門の改修などにより、治水機能を向上させ、氾濫を防止し軽減することで、流域周辺に住む住民の生命や財産を浸水被害等から守ることを目的としている事業であり、さらに、事業開始当時から現在までに気象状況が変化したことで、浸水被害等に対する危険は事業開始時よりも増大しており、緊急を要する重要な事業である。

これまでの事業に際しては、昭和 50 年度から事業実施されているのにもかかわらず、頻繁に浸水被害を受けたことから、流域住民からは、河川改修事業の早期完成が非常に強く要望されているところである。

これまで約 45 年の事業期間の中で、国の経済対策事業を活用したことで事業進捗率を大幅に増加させた期間もあったが、平成 28 年発生 of 熊本地震により、一時事業を中断せざるを得なかった経緯があり、現在の事業進捗率は事業費ベースで 68.0%、護岸整備率は76.3%にとどまっている。

また、本河川流域には、希少植物も生育しており、自然環境に配慮した事業展開が望まれる。加えて、歴史的価値の高い樋門が存在しており、その活用方法や保存の必要性について検討が望まれているところである。

このことから、事業展開にあたっては、安全性に加えて自然環境や景観をどのように考えていくのか、行政の意思統一を図り、地域住民等と十分に意見交換を行ったうえで事業が着実に進捗し、早期に事業効果が発現できるように努めること。

3. 総合的な治水・減災対策について

昨今の異常気象により全国的に大雨災害が多発している状況において、市民の生命・財産を守るためには、河川改修事業による対策だけでは限界がある。今後も、もれなく全市民に対する避難情報発信方法の工夫、自主防災組織の育成・支援や氾濫危険箇所、避難場所などを記載した総合防災マップの作製・周知に努めるなど、引き続き、関係部署と連携した被害の軽減に努めるとともに、総合的な治水・減災対策に努めること。